

秋田県警察音楽隊に関する訓令

昭和46年4月14日

本部訓令第3号

改正 昭和46年10月本部訓令第10号
昭和56年9月本部訓令第14号
平成12年12月本部訓令第31号
平成18年3月本部訓令第6号
平成21年12月本部訓令第19号
令和6年3月本部訓令第12号

秋田県警察音楽隊に関する訓令を次のように定める。

秋田県警察音楽隊に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、秋田県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 警務部広報広聴課に音楽隊を置く。

2 音楽隊は、音楽を通じて警察広報活動を効果的に推進し、警察と県民の融和を図るとともに、警察職員の士気を高め情操を養成することを任務とする。

(編成)

第3条 音楽隊は、隊長、楽長及び隊員をもって編成する。

2 隊長は、警務部広報広聴課長の職にある者をもって充てるものとする。

3 楽長は、隊員のうち、隊長が適すると認める者をもって充てるものとする。

4 隊員は、警務部広報広聴課音楽隊の職にある者をもって充てるものとする。

5 音楽隊に副隊長及び副楽長を置くことができるものとする。

(隊長等の任務)

第4条 隊長は、音楽隊を統括し、隊員の指揮監督、教養訓練及び楽器の維持管理に当たるものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長不在のときはその任務を代行するものとする。

3 楽長は、隊長の指揮を受けて、演奏、演技技術の指導及び演奏指揮に当たるものとする。

4 副楽長は、楽長を補佐し、楽長不在のときはその任務を代行するものとする。

(隊員のサービスと遵守事項)

第5条 隊員は、隊長の指揮監督を受け、教養訓練及び派遣業務に従事するとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 規律ある団体行動を保つこと。

(2) 心身の鍛錬に努めるとともに、積極的に演奏及び演技技術の向上を図ること。

(3) 常に容姿を端正にすること。

(4) 楽器その他の貸与品の保管取扱いについては、損傷、亡失等のないよう常に細心の注意を払うこと。

(教養訓練)

第6条 隊員の技術の向上を図るため、教養訓練を行うものとする。

2 隊長は、教養訓練のため必要があると認めるときは、隊員を研修に派遣し、又は、部外講師を招へいすることができる。

(服装)

第7条 隊員の服制及び服装は、別に定める。

(派遣基準)

第8条 音楽隊の派遣は、次の各号の基準によるものとする。

(1) 警察の主催する式典及び行事

(2) 警察と県民の融和のため必要があると認められる公共団体、またはこれに準ずる団体が主催する行事

(3) その他、隊長が適当と認めた場合

(派遣申請等)

第9条 警察本部の課長、所長、隊長、学校長、センター長又は警察署長（以下「所属長」という。）は、別記様式「音楽隊派遣申（要）請書」により、申請する派遣日の20日前までに隊長に申請しなければならない。

2 部外からの要請は、原則として派遣の場所を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

(協力)

第10条 所属長は、音楽隊の教養訓練及び派遣について積極的に協力しなければならない。

(細部事項)

第11条 秋田県警察音楽隊の運用に関する細部の事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和46年4月20日から施行する。

附 則（昭和46年10月19日本部訓令第10号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、昭和46年10月19日から施行する。

附 則（昭和56年9月7日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和56年9月7日から施行する。

附 則（平成12年12月14日本部訓令第31号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月10日本部訓令第19号）

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日本部訓令第12号）

この訓令は、令和6年3月25日から施行する。

別記様式

年 月 日

秋田県警察音楽隊長 殿

申（要）請者

音楽隊派遣申（要）請書

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 派遣の日時 | 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで |
| 派遣の場所 | 屋内・屋外 |
| 行事名 | |
| 行事の概要 | |
| 主催者 | 住所 所属・団体名 代表者氏名 連絡担当者 連絡先 |
| 集合予定人員 | |
| 希望曲目等 | |
| 備考 | |

※ 屋外派遣を希望の場合は、雨天時の予定を備考欄に記載願います。